

奨学生選考基準書

- ・出願する年の4月1日現在、広島県内の高等学校の工業科、工業高等学校及び工業科のある高等専門学校に在籍する者
- ・経済的に学業の継続が困難と認められる者
- ・心身ともに、修学に支障がない健康状態であると認められる者
- ・学業成績、人物ともに優れている者
- ・指導教員等の推薦する者

経済的困難者は以下の家計基準により判断する。

なお、主たる家計支持者とは、父母がいる場合は父母双方、父母がいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者のことをいう。

- (1) 主たる家計支持者の収入の合計が800万円以下であること
- (2) 留学生の場合は、日本での生活資金を勘案し、家計基準は設けない。

以上